

しまねの学力育成推進プラン

平成28年4月改訂

平成27年4月改訂

平成26年8月策定

島根県教育委員会

目 次

第1章 概要

I	しまねの学力育成推進プラン策定にあたって	1
1	はじめに	
2	プランの期間	
3	プランの推進と協同組織の設置	
4	県教委と市町村教委の連携と役割	
II	めざす学力と現状	2
1	めざす学力	
2	島根県の現状	
III	基本的な考え方	3
1	授業の質の向上	
2	家庭学習の充実	
3	学校マネジメントの強化	
IV	教育行政の体制整備	4
1	県教委の組織改正	
2	県教委と市町村教委の協同組織の設置	

第2章 学力育成に向けた具体的な取組

I	授業の質の向上	5
1	学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進	
2	学力と学習状況の分析に基づく授業改善	
3	教員の指導力向上のための指導・研修の充実	
II	家庭学習の充実	6
1	学校・家庭・地域での学力観の共有	
2	家庭学習の充実に向けた取組の推進	
III	学校マネジメントの強化	7
1	学力育成のための学校のマネジメント力の向上	
2	管理職のマネジメント力の向上	
図1	第2期しまね教育ビジョン2.1の全体構造	9
図2	第2期しまね教育ビジョン2.1で示す学力	10
参考1	しまねの学力育成推進プランにおける連携と役割	11
参考2	学力育成会議設置要綱	13

第1章 概要

I しまねの学力育成推進プラン策定にあたって

1 はじめに

平成 26 年度から 5 年間の島根県の教育方針を定めた第 2 期しまね教育ビジョン 21（以下「第 2 期ビジョン」という。）では、「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を基本理念とし、教育目標としては「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」を掲げています（p. 9 図 1の全体構造参照）。これら 3 つは、教育目標を達成するための基盤の上で、相互に関連性をもって展開していくべきものです。

このうち「向かっていく学力」は、夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てることを目標に据え「学ぶ力・学んだ力」「情報活用力」「意欲・たくましさ」を養うことを重点目標としています。これらの力は、幅広い教育活動が密接に関わり合うことによって身につくものであり、その中核となるのが日々の指導や授業です。

この度、学校現場の現状等を踏まえ、指導や授業の充実に向けて、第 2 期ビジョンで示す施策「学力の育成」等を具体的に推進するため、本プランを策定しました。施策を効果的に推進するためには、学校現場への指導や支援を、県教育委員会（以下「県教委」という。）と市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）が一体となっていくことが大切であるため、策定に際しては、市町村教委の代表者を策定メンバーに加え、意見交換を重ねました。今後、本プランの推進にあたっては、県教委と市町村教委が協働し、学校現場、家庭や地域との連携を図りながら取り組んでまいります。

2 プランの期間

プランの期間は第 2 期ビジョンに合わせて平成 26 年度～30 年度の 5 か年とします。ただし、平成 26 年度～27 年度を集中実施期間に位置付け、プランに掲げる施策を強力で推進します。

3 プランの推進と協同組織の設置

プランを推進していくためには、県教委と市町村教委が学力育成に向けての意識や情報を共有する必要があることから、県教委と市町村教委による協同組織を設置します。

協同組織においては、プランの進捗を管理するとともに、施策の検証などによりプランの見直しを随時行います。

4 県教委と市町村教委の連携と役割

県教委は、市町村教委をはじめ学校・家庭・地域と連携し、第 2 期ビジョン「学力の育成」等に示す取組を推進します。

市町村教委は、管内児童生徒の学力・学習状況及び地域の実態等を踏まえ、学校・

家庭・地域と連携しながら、県教委の取組を活用するなどして、児童生徒の学力の育成を推進します。

県教委と市町村教委が協同歩調をとることにより、それぞれの施策を効率的に展開し、学力の育成を効果的に進めていきます。

II めざす学力と現状

1 めざす学力 (p.10 図2のビジョン 21 で示す学力参照)

児童生徒が国際化、情報化の進展などにより急速に変化する社会を生き抜いていくためには、様々な状況変化に的確に対応できるよう、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力、問題発見・解決力」などの「学んだ力」に加え、「学習意欲、知的好奇心、学習計画力」などの「学ぶ力」を身に付けさせることが必要です。

「学ぶ力」は生涯にわたって主体的に学び続けようとする原動力となるものであり、「学んだ力」を育むことで「学んだ力」を向上させ、それが新たな段階の「学ぶ力」を生むという好循環を確立することが重要です。

〈参考〉学校教育法第30条2項

……生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

2 島根県の現状 (平成25年度全国学力・学習状況調査から)

(1) 学力 (学ぶ力・学んだ力) の現状

- ・友だちの話や意見を最後まで聞くことができる児童生徒の割合は、全国平均 (以下、「全国」という。) を上回っています。
- ・学校図書館や地域の図書館を利用する児童生徒の割合は、全国を大きく上回っています。
- ・平日に授業時間以外に家庭等で1時間以上学習する児童生徒の割合が、特に中学生は全国と比較して低く、自主的・計画的に学習に取り組む意欲や態度が十分に身に付いていないと思われれます。
- ・小学校の国語と算数では、全国と比較して知識を問うA問題、活用を問うB問題ともに正答率が低く、正答率の分布は中位層が多く上位層が少ない状況です。
- ・中学校での正答率は全国と比較して、国語は上回っていますが、数学はA問題、B問題とも下回っています。

(2) 指導等の現状

- ・地域の人材や博物館などの教育資源を活用した授業を行った学校の割合は、全国を大きく上回っています。
- ・特別支援教育を理解し、児童生徒の特性に応じた指導の工夫を行った学校の割合は、全国を大きく上回っています。

- ・児童生徒の発言や活動の時間を確保した授業と話し合う活動を取り入れた授業は全国と同じ割合で行われていますが、資料やインターネットを使った調べ方についての指導や、資料をもとに発表する指導は全国を下回っています。
- ・授業の最初に見通しをもったり、授業の最後に振り返ったりする学習や、個に応じた補充的な学習と発展的な学習は全国と比較して十分に行われていない状況にあります。
- ・ほぼ毎日校内の授業を見て回る校長の割合が、全国に比べて少ない状況です。

Ⅲ 基本的な考え方

めざす学力と本県の現状を踏まえ、本プランでは「授業の質の向上」「家庭学習の充実」「学校マネジメントの強化」の3つの柱に沿って、具体的方策を記述します。

1 授業の質の向上

(1) 学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

小学校段階から知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする「学んだ力」を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする「学ぶ力」が育成できる授業の工夫・改善を推進します。

(2) 学力と学習状況の分析に基づく授業改善

計画・実行だけでなく、学習評価や学力調査結果などの分析から事後の検証までを含めたPDCAサイクル^①により、授業改善を推進します。

(3) 教員の指導力向上のための指導・研修の充実

教員の指導力向上のための指導や研修を抜本的に見直し、各学校が組織的に授業改善を進めていけるようにします。

2 家庭学習の充実

(1) 学校・家庭・地域での学力観の共有

教員、児童生徒、保護者等が共通認識をもって行動できるよう、めざす学力についてわかりやすい形にまとめて示します。また家庭学習の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供します。

(2) 家庭学習の充実に向けた取組の推進

家庭学習が充実するように、授業と家庭学習をつなぐためのきめ細かな指導を行います。

3 学校マネジメントの強化

(1) 学力育成のための学校のマネジメント力の向上

^① PDCAサイクル

Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）の4段階を繰り返し、継続的に業務を改善する手法。

集中して授業に取り組める良好な教育環境の整備、保護者との信頼関係の構築、学校種間の連携推進などを実現するための学校のマネジメント力を向上させます。

(2) 管理職のマネジメント力の向上

管理職に必要なマネジメント力を向上させるための研修を充実します。また、管理職専用の相談窓口を設置するとともに、管理職の個別支援を実施します。

IV 教育行政の体制整備

1 県教委の組織改正

就学前から高等学校までの学校教育に係る業務を所管する課を、「教育指導課」と「学校企画課」に再編します。

- ・教育指導課は教育内容等の改善、指導、研修等を主管します。
- ・学校企画課は人材育成、管理職指導等を主管します。

2 県教委と市町村教委の協同組織の設置

県教委と市町村教委が学力育成に向けての方針や情報を共有し、プランの進捗を管理するとともに、施策の工夫改善を随時行うために協同組織を設置します。

- ・学力育成会議：施策の進捗状況や検証等を基に、随時プランの見直しを行います。
- ・学力育成実務者会議：学力育成会議の諮問により、現場の状況の把握や施策の検証等を行い、具体的な改善策等について具申します。

第2章 学力育成に向けた具体的な取組

I 授業の質の向上

1 学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

(1) めざす授業の実現に向けての情報発信

○学習指導要領^②に基づいた教育課程の適切な編成・実施・評価のポイントについて「各教科等の指導の重点」「指導の重点（個人用）」により発信し、各学校での活用を図ります。

○学ぶ力・学んだ力を高める授業づくりのポイントについて発信し、各学校での活用を図ります。

- ・発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る授業づくり
- ・言語活動の充実により思考力・判断力・表現力を高める授業づくり
- ・学習意欲や知的好奇心を高める授業づくり

(2) 教員に求められる授業力の明確化と発信

○教員に求められる授業力と授業評価の視点を発信し、各学校での活用を図ります。

- ・授業力のある教員が実施する公開授業への参観や、効果のある授業研究への参加に関する情報の発信
- ・上記の公開授業や授業研究を映像資料として蓄積し、各校での校内研修で利用できる仕組みづくり

2 学力と学習状況の分析に基づく授業改善

(1) 学力と学習状況の調査結果等を生かした授業改善のためのPDCAサイクルの確立

○調査結果分析用ソフトを活用した分析手法の研修を実施し、各学校で課題の把握ができるようにします。

○学習評価と調査結果の分析を基に授業改善を進めるための研修を実施し、学校全体で組織的に授業改善が進められるようにします。

○小中学校の学力調査や高等学校の学力テストの分析結果を小・中・高で共有し、発達段階に応じて身に付けるべき力を踏まえた、系統性のある授業づくりを進めます。

(2) 到達度確認プリント等の活用による個別指導の充実

○学力調査や到達度確認プリント等を活用して児童生徒の学力の定着状況を把握し、当該学年において身に付けるべき学力定着のための個別指導を充実させます。

^② 学習指導要領

学校教育法等に基づき、文部科学省が定めた各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするために規定されている。

(3) 学力育成に係る取組の保護者等への説明

○学力育成に係るP D C Aの取組について、保護者等にわかりやすく説明します。

3 教員の指導力向上のための指導・研修の充実

(1) 教育センター等における研修の改善

○指導や研修の目的を学校の管理職や指導主事が共有し、学校現場において研修成果を検証することで、事後の指導や研修の改善を行います。

○喫緊の課題や県の実態に対応した研修となるよう内容を精選します。

○初任者が自ら学び取る研修となるよう初任者研修の新たなしくみを研究します。

○初任者研修以外の法定研修を、他の研修等との関連も踏まえ改善します。

○指導主事の指導力を高める研修を実施します。

(2) 授業研究に基づく校内研修の活性化

○各学校が組織的に授業改善を進めていけるよう、授業研究に基づく校内研修の方法についての研修を充実し、校内研修を活性化します。

○教員個々の「自己目標評価シート」^③を、O J T^④に活用します。

○現行研修の活用等による今後の指導的な教員の養成について検討します。

○各地域における授業改善の中核となる指導的な教員の育成と活用を検討します。

○本庁各課・教育センター・教育事務所が発信している教員向け情報を一元化し、教員が利用しやすいしくみについて検討します。

(3) 学校訪問指導における指導方法の改善

○訪問指導における対象学校、指導内容を重点化し、実施します。

II 家庭学習の充実

1 学校・家庭・地域での学力観の共有

(1) めざす学力についての家庭・地域への発信

○教員、児童生徒、保護者等が学力育成に向けて共通認識をもって行動できるよう、めざす学力（学ぶ力・学んだ力）や学力育成に向けた取組について学校・家庭・地域にわかりやすく発信します。

(2) 家庭での取組についての啓発

○家庭学習の必要性やそのあり方、家庭での子どもへの関わり方（発達段階に応じたほめ方、しかり方など）についての啓発活動を充実します。

③ 自己目標評価シート

県が行う教職員評価システムのひとつ「資質能力向上支援システム」で使用するシート。職務遂行上の自己目標を記入。その進捗状況や達成状況を自己評価し、上司や同僚の指導助言を受けながら、目標達成に取り組むために使用。

④ OJT

On The Job Training(職場内研修)。職場における日々の実践の中で個々の資質向上を図ること。

2 家庭学習の充実に向けた取組の推進

(1) 予習—授業—復習の学習サイクルについての指導の充実

- 宿題等の評価を確実に児童生徒へフィードバックする取組を徹底します。
- 予習—授業—復習の学習サイクルが定着するためのノート指導や評価活動を充実させます。
- 児童生徒それぞれの学習の定着状況に応じて学習プリント配信システムの活用をすすめます。

(2) 家庭学習の充実につながる授業改善の推進

- 家庭での主体的な学習につながる授業改善について研究を進め、その成果を普及します。
- 効果のある家庭学習の手法について研究します。

Ⅲ 学校マネジメントの強化

1 学力育成のための学校のマネジメント力の向上

(1) 学校全体で組織的に授業改善を進めるためのマネジメントの確立

- 教育課程におけるPDCAサイクルを計画的に進めていくカリキュラムマネジメント^⑤を各学校で確立します。
- 組織マネジメント^⑥により学校を活性化し、授業改善が進む環境を整えます。

(2) 隣接校種との接続を踏まえたマネジメントによる幼保小中高連携の強化

- 学力と学習状況についての情報を中学校区で共有し、幼保小中が連携した学習支援を行います。
- 異校種の接続期において、個々の子どもの情報の受け渡しを早期から行い、共通認識をもって学習指導を行います。
- 校種間の人事異動について、情報共有を促進する観点で拡大します。

(3) 家庭・地域への情報提供の充実と教育活動の改善につながる学校評価^⑦の実施

- 学校の運営方針、教育内容、成果と課題及び改善に向けての取組などについて、家庭・地域への情報提供を充実させます。
- 学校評価を生かした教育活動の改善を進めます。

^⑤ カリキュラムマネジメント

学校教育目標の実現に向けて、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクル（PDCAサイクル）を、計画的・組織的に推進していく手法。

^⑥ 学校における組織マネジメント

学校教育目標を達成していくために、学校内外の教育資源（人、物、資金、情報など）を活用する過程や活動のこと。

^⑦ 学校評価

学校の教育活動の改善のため、学校の教育活動や学校運営の状況について行う評価。結果は設置者に報告。児童生徒、保護者、地域住民等にも公表する。

2 管理職のマネジメント力の向上

(1) 学力育成のための管理職のマネジメント力の向上

- 管理職に必要な実践的なマネジメント研修を充実させます。
- 学校は管理職を中心とした組織体であることを教職員に若いうちから意識させ、管理職への円滑な移行を促します。

(2) 管理職の支援機能の充実

- 平成 26 年度配置した専任スタッフにより、管理職からの相談業務や訪問指導などの管理職支援を行っています。

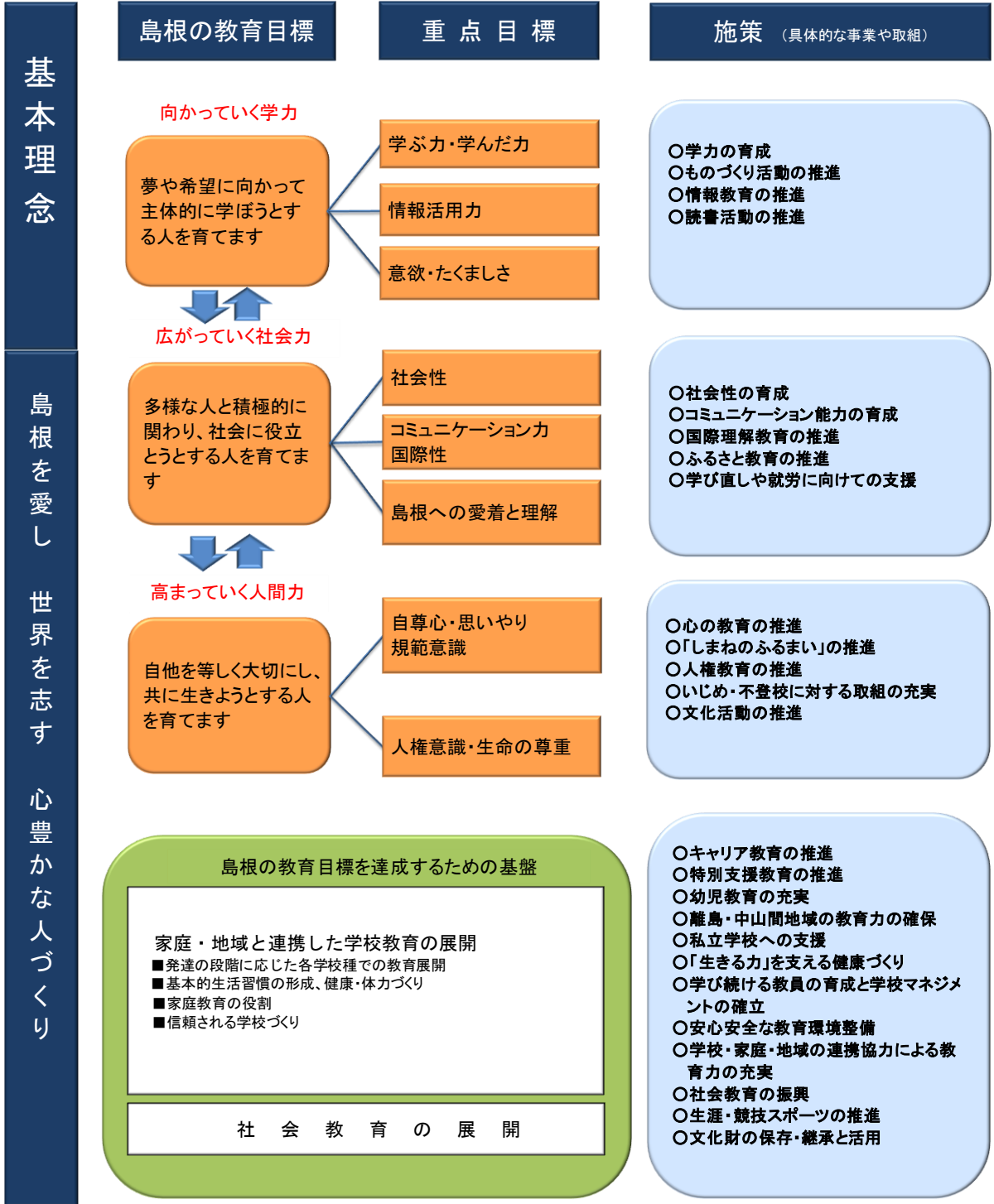
(3) 管理職育成を実施する新たな組織の設置

- 平成 26 年度設置した人材育成スタッフが、採用、ミドルリーダー育成及び昇任までを見通した人材育成に取り組みます。

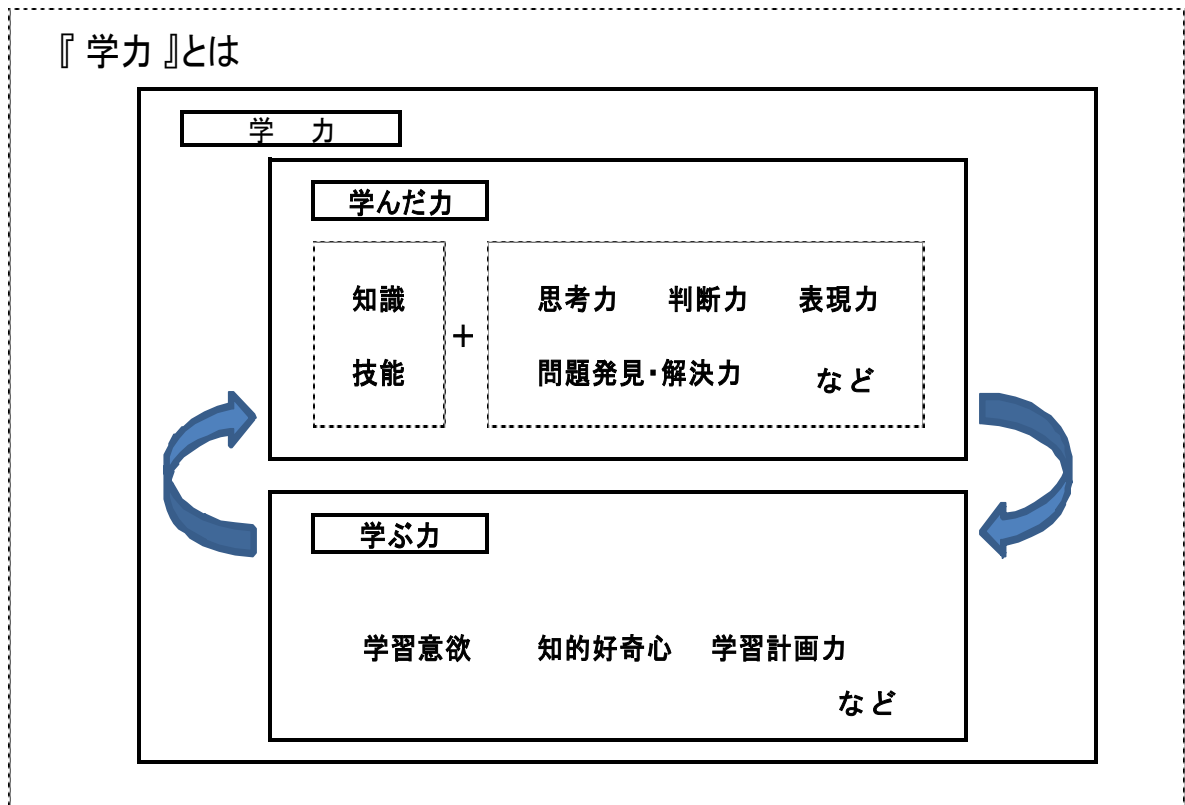
(4) 教員の多忙感解消

- 多忙感の要因を分析し、効果的な方策について検討します。

第2期しまね教育ビジョン2.1の全体構造



第 2 期しまね教育ビジョン 2.1 で示す学力



しまねの学力育成推進プランにおける連携と役割

区分		具体的な取組の概要	県教委	市町村教委	学校	家庭		
I 授業の質の向上	1 学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進	(1)めざす授業の実現に向けての情報発信						
		教育課程の適切な実施についての情報提供と学校での活用	○	○	○			
		学ぶ力・学んだ力を高める授業づくりのための情報提供と学校での活用	○	○	○			
		(2)教員に求められる授業力の明確化と発信						
	2 学力と学習状況の分析に基づく授業改善	(1)授業改善のためのPDCAサイクルの確立	求められる授業力と授業評価の視点についての発信と学校での活用	○	○	○		
			学力調査結果の分析による課題の把握	○	○	○		
			組織的な授業改善に関する研修の充実	○	○	○		
		(2)到達度確認プリント等の活用による個別指導の充実	小・中・高の系統性を踏まえた授業づくりの推進		○	○		
			児童生徒の学力の把握と個別指導の充実		○	○		
			(3)学力育成に係る取組の保護者等への説明					
		3 教員の指導力向上のための指導・研修の充実	(1)教育センター等における研修の改善	学力育成に係るPDCAサイクルについての保護者への説明		○	○	○
				(1)教育センター等における研修の改善				
				学校現場における研修成果の検証による事後の指導や研修の改善	○	○	○	
				喫緊の課題や県の実態に対応した研修内容に精選	○	○		
	自ら学び取る研修となる初任者研修の研究			○		○		
	(2)授業研究に基づく校内研修の活性化		他の研修との関連を踏まえた法定研修の改善	○				
			指導主事の指導力を高める研修の実施	○				
			(2)授業研究に基づく校内研修の活性化					
授業研究に基づく校内研修が活性化するための研修を充実			○	○	○			
「自己目標評価シート」のOJTへの活用			○	○	○			
指導的な教員を養成する方策についての検討			○					
指導的な教員を育成し、活用する方策の検討			○					
(3)学校訪問指導における指導方法の改善	教員向け情報の一元化と教員が利用しやすいしくみの検討	○						
	(3)学校訪問指導における指導方法の改善							
	訪問指導の対象学校と指導内容の重点化の実施	○	○	○				
II 家庭学習の充実	1 学校・家庭・地域での学力観の共有	(1)めざす学力についての家庭・地域への発信						
		めざす学力や学力育成に向けた取組についての発信	○	○	○	○		
		(2)家庭での取組についての啓発						
		家庭学習の必要性や子どもへの関わり方についての啓発活動の充実	○	○	○	○		
	2 家庭学習の充実に向けた取組の推進	(1)予習—授業—復習の学習サイクルについての指導の充実	宿題等の評価の児童生徒へフィードバックの徹底		○	○		
			予習—授業—復習の学習サイクルが定着するための評価活動等の充実	○	○	○		
			個々の学習の定着状況に応じた学習プリント配信システムの活用	○	○	○		
		(2)家庭学習の充実につながる授業改善の推進	家庭での主体的な学習につながる授業改善についての研究と成果の普及	○	○	○	○	
			家庭学習等の手法についての研究	○	○	○		

区分	具体的な取組の概要 (○実施済み、◇H27年度から実施)			県 教委	市 町村 教委	学 校	家 庭	
Ⅲ 学 校 マ ネ ジ メ ン ト の 強 化	1 学 力 育 成 の た め の 学 校 の マ ネ ジ メ ン ト 力 の 向 上	(1) 学校全体で組織的に授業改善を進めるためのマネジメントの確立						
		各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立	○	○	○			
		組織の活性化による授業改善の推進	○	○	○			
		(2)隣接校種との接続を踏まえたマネジメントによる幼保小中高連携の強化						
		中学校区における情報の共有に基づく学習支援の連携		○	○			
		子どもの情報受け渡しの早期実施と共通認識をもった学習指導の実践		○	○	○		
		情報共有を促進するための校種間の人事異動の拡大	○	○				
		(3)家庭・地域への情報提供の充実と教育活動の改善につながる学校評価の実施						
		学校の教育活動や改善状況の家庭・地域への情報提供		○	○	○		
	学校評価を生かした教育活動の改善	○	○	○				
	2 管 理 職 の マ ネ ジ メ ン ト 力 の 向 上	(1)学力育成のための管理職のマネジメント力の向上						
		実践的なマネジメント研修の充実	○	○	○			
		管理職への円滑な移行を可能にする教職員への意識付け	○	○	○			
		(2)管理職の支援機能の充実						
専任スタッフによる管理職支援の強化		○						
(3)管理職育成を実施する新たな組織の設置								
人材育成スタッフによる採用から昇任までを見通した人材育成		○						
(4)教員の多忙感解消								
多忙感の要因の分析と効果的な方策についての検討	○	○	○					

Ⅳ 教 育 行 政 の 体 制 整 備	1 県 教 委 の 組 織 改 正	「義務教育課」と「高校教育課」を「教育指導課」と「学校企画課」に再編						
		教育指導課は教育内容等の改善、指導及び研修等を主管	○					
		学校企画課は人材育成、管理職指導等を主管	○					
	2 県 教 委 と 市 町 村 教 委 の 協 同 組 織 の 設 置	県教委と市町村教委の協同組織の設置						
		学力育成会議の開催	○	○				
学力育成実務者会議の開催		○	○					

学力育成会議設置要綱

（目的）

第1条 「しまねの学力育成推進プラン」（以下「プラン」という。）の着実な推進を図るために学力育成会議（以下「育成会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 育成会議は、次の事務を所掌する。

- （1）プランの推進及び見直しに係る協議及び検討に関すること。
- （2）その他プランの管理に関すること。

（委員）

第3条 育成会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

（組織）

第4条 育成会議に、委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は島根県教育委員会教育長が務める。
- 3 委員長は、育成会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、都市教育長会会長、町村教育長会会長が務める。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長のうち1名がその職務を代行する。

（会議）

第5条 育成会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（学力育成実務者会議）

第6条 育成会議に学力育成実務者会議を設置する。

- 2 学力育成実務者会議は、県教育委員会と市町村教育委員会の学力育成担当者からなり、現場の状況の把握や施策の検証等を行い、具体的な改善策等について育成会議に具申する。

（庶務）

第7条 育成会議の庶務は、島根県教育庁教育指導課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

学力育成会議構成員

所属及び役職名	備 考
島根県教育委員会教育長	
市町村教育委員会教育長（19名）	
島根県教育庁教育監	
島根県教育センター所長	
島根県教育庁学校企画課長	
島根県教育庁教育指導課長	
教育事務所長（5名）	

（計 29 名）